

埼玉労働局からのお知らせ（11）

同封の「申告書の書き方」を参照のうえ、**6月3日～7月10日**
（土日を除く）までに、労働保険料の申告・納付をお願いします。

- 申告書の記入方法等については、**コールセンター**へのお問い合わせが便利です。

【電話番号】 **0120-405-082** 【開設期間】 5月30日(木)～7月19日(金)

【受付時間】 9時～17時まで**(土日を除く。)**

- 口座振替を申し込んでいる事業主(申告書の上部に「口座振替」の印字があります。)の方は、金融機関に申告書の提出はできませんので、電子申請、埼玉労働局労働保険徴収課などの窓口、または郵送により申告書を提出してください。

振替データ締切に影響しますので、申告期限(7月10日)までの提出をお願いします。

- 電子申請を利用することにより、埼玉労働局労働保険徴収課や管轄労働基準監督署の窓口に出向くことなく申告・納付を行うことができます(自宅やオフィスから24時間手続きが可能です)。

特に、申告書の上部に「電子申請対象」の印字があるものは、電子申請での提出をお願いします。

- 郵送での申告も可能です。事業主控に受付印が必要な場合、または領収済通知書の返送が必要な場合は返信用封筒(返送先住所記入・切手貼付したもの)を必ず同封してください。

・ 事業主控に受付印不要の場合は、事業主控えは切り離して提出用のみを送付してください。

・ 一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書(「建設の事業」又は「林業の事業」)・一括有期事業総括表(「建設の事業」のみ)を同封してください。

問い合わせ

〒330-6016 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシスター 15階
埼玉労働局総務部労働保険徴収課 **(駐車場有料)**

TEL 048-600-6203

ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/>

◎【労働保険番号の所掌 **1** の申告書】(赤色と黒色の申告書)

① 労働 保険 番号	都道 府県		所掌	管轄(1)		基 幹 番 号						枝番号		
	1	1	1	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×	×

○ 埼玉労働局労働保険徴収課や管轄労働基準監督署の窓口で、6月3日～7月10日(土日を除く)まで労働保険料の申告・納付手続きを行っています。また、下記の日程で**集合受付**を行います。

集合受付日程

監督署	日程(土日を除く)	受付時間	会場	所在地
さいたま	7月4日(木)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	さいたま労働基準監督署 会議室	さいたま市中央区新都心11-2 ランド・アクセス・タワー14階 (駐車場有料)
川口	7月4日(木)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	川口労働基準監督署 3階会議室	川口市川口2-10-2
熊谷	7月8日(月)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	熊谷労働基準監督署 1階会議室	熊谷市別府5-95
川越	7月4日(木)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	川越合同庁舎4階供用会議室 ※7/4のみ2階供用会議室	川越市豊田本1-19-8 川越合同庁舎
春日部	7月5日(金)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	春日部労働基準監督署 会議室	春日部市南3-10-13
所沢	7月5日(金)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	所沢労働基準監督署 会議室	所沢市並木6-1-3 所沢合同庁舎3階
行田	7月8日(月)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	行田労働基準監督署 1階会議室	行田市桜町2-6-14
秩父	7月8日(月)～ 7月10日(水)	9:30～16:00	秩父労働基準監督署 1階会議室	秩父市上宮地町23-24

《所掌 1 の受付に持参いただくもの》

- 1 概算・確定保険料申告書
- 2 同封の令和5年度確定保険料算定基礎賃金集計表(令和5年4月分～令和6年3月分)
- 3 一括有期事業の場合は、一括有期事業報告書(「建設の事業」又は「林業の事業」)・一括有期事業総括表(「建設の事業」のみ)
(上記2, 3の集計表・報告書等は、独自にパソコン等で作成したもので可能です)

※ 受付に関する問い合わせは、**管轄の労働基準監督署**(下記参照)にお願いします。

なお、会場の都合上、来場には 公共交通機関をご利用ください。

※ 新型コロナウイルス感染防止のため、来場の際はマスクの着用をお願いします。

※ 郵送の場合は、**埼玉労働局労働保険徴収課**(P1 参照)へお願いします。

労働基準監督署の所在地・管轄一覧

所在地	管轄区域
さいたま労働基準監督署 ☎048-600-4802 〒330-6014 さいたま市中央区新都心 11-2 ランド・アクシス・タワー14階	さいたま市(のうち岩槻区を除く) 和光市 朝霞市 志木市 新座市 鴻巣市(のうち旧川里町を除く) 上尾市 桶川市 北本市 伊奈町
川口労働基準監督署 ☎048-252-3804 〒332-0015 川口市川口 2-10-2	川口市 蕨市 戸田市
熊谷労働基準監督署 ☎048-511-7002 〒360-0856 熊谷市別府 5-95	熊谷市 深谷市 本庄市 寄居町 美里町 神川町 上里町
川越労働基準監督署 ☎049-242-0893 〒350-1118 川越市豊田本 1-19-8 川越合同庁舎2階	川越市 東松山市 富士見市 ふじみ野市 小川町 坂戸市 鶴ヶ島市 嵐山町 越生町 川島町 滑川町 吉見町 東秩父村 鳩山町 毛呂山町 ときがわ町
春日部労働基準監督署 ☎048-735-5228 〒344-8506 春日部市南 3-10-13	春日部市 さいたま市(のうち岩槻区) 久喜市 草加市 越谷市 三郷市 八潮市 蓮田市 幸手市 吉川市 宮代町 白岡市 杉戸町 松伏町
所沢労働基準監督署 ☎04-2995-2586 〒359-0042 所沢市並木 6-1-3 所沢合同庁舎3階	所沢市 飯能市 狭山市 入間市 日高市 三芳町
行田労働基準監督署 ☎048-556-4195 〒361-8504 行田市桜町 2-6-14	行田市 加須市 羽生市 鴻巣市(のうち旧川里町)
秩父労働基準監督署 ☎0494-22-3725 〒368-0024 秩父市上宮地町 23-24	秩父市 皆野町 長瀬町 小鹿野町 横瀬町

◎ 【労働保険番号の所掌の番号 **3** の申告書】(赤色と藤色の申告書)

① 労働 保険 番号	都道 府県		所掌	管轄(1)		基 幹 番 号						枝番号		
	1	1	3	×	×	×	×	×	×	×	×	—	×	×

○公共職業安定所(ハローワーク)の窓口では受付を行いません。埼玉労働局労働保険徴収課にご持参、もしくは郵送にて手続きをお願いします(6月3日から7月10日(土日を除く)まで受付を行います)。また、申告書の記入方法、労働保険料の申告・納付などの相談を(土日祝を除く)行っています。

《所掌 **3** の受付に持参いただくもの》

- 1 概算・確定保険料申告書
- 2 パンフレット「申告書の書き方」内の令和5年度確定保険料算定基礎賃金集計表(令和5年4月分～令和6年3月分)
(上記2の集計表は、独自にパソコン等で作成したもので可能です)

- ※ 郵送先、又は受付に関する問い合わせは、**埼玉労働局労働保険徴収課**(P1 参照)にお願いします。なお、会場の都合上、来場には 公共交通機関をご利用ください。
- ※ 新型コロナウイルス感染防止のため、来場の際はマスクの着用をお願いします。